

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4)工事予算

4, 120 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 749 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	9,152 百万円
R 1	7,016 百万円
R 2	11,768 百万円
R 3	7,725 百万円
R 4	60,033 百万円
R 5	12,988 百万円
R 6	9,209 百万円
R 7	8,854 百万円
R 8	8,743 百万円
R 9	7,371 百万円
R 1 0	7,315 百万円
R 1 1	7,048 百万円
R 1 2	7,188 百万円
R 1 3	6,997 百万円
R 1 4	7,056 百万円
R 1 5	6,994 百万円
R 1 6	6,862 百万円
R 1 7	6,785 百万円
R 1 8	6,630 百万円
R 1 9	6,439 百万円
R 2 0	6,610 百万円
R 2 1	6,459 百万円
R 2 2	6,862 百万円
R 2 3	6,829 百万円
R 2 4	6,772 百万円
R 2 5	6,399 百万円
R 2 6	6,660 百万円
R 2 7	6,285 百万円
R 2 8	6,381 百万円
R 2 9	6,597 百万円
R 3 0	6,847 百万円
R 3 1	6,561 百万円
R 3 2	6,658 百万円
R 3 3	7,260 百万円
R 3 4	7,521 百万円
R 3 5	7,724 百万円
R 3 6	7,472 百万円
R 3 7	7,659 百万円
R 3 8	7,551 百万円
R 3 9	7,428 百万円
R 4 0	7,253 百万円
R 4 1	7,509 百万円
R 4 2	7,433 百万円
R 4 3	7,355 百万円
R 4 4	7,785 百万円
R 4 5	2,175 百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	13,393 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	8 百万円
R 3	302 百万円
R 4	431 百万円
R 5	1,084 百万円
R 6	148 百万円
R 7	0 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円
R 4 2	0 百万円
R 4 3	0 百万円
R 4 4	0 百万円
R 4 5	0 百万円

(注1) 平成29年度から令和3年度までは実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

別紙6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり 面構築物等分	うち橋梁・トンネル 等分	
H18	(58,545 百万円) 60,704 百万円	(2,489 百万円) 2,597 百万円	(47,289 百万円) 49,340 百万円	(4,629 百万円) 4,830 百万円	(42,660 百万円) 44,510 百万円
H19	(57,759 百万円) 60,308 百万円	(2,450 百万円) 2,577 百万円	(46,542 百万円) 48,964 百万円	(4,556 百万円) 4,793 百万円	(41,986 百万円) 44,171 百万円
H20	(54,980 百万円) 56,415 百万円	(2,311 百万円) 2,382 百万円	(43,902 百万円) 45,266 百万円	(4,298 百万円) 4,431 百万円	(39,604 百万円) 40,835 百万円
H21	(37,795 百万円) 37,631 百万円	(1,451 百万円) 1,443 百万円	(27,577 百万円) 27,421 百万円	(2,700 百万円) 2,685 百万円	(24,877 百万円) 24,736 百万円
H22	(37,196 百万円) 38,520 百万円	(1,421 百万円) 1,473 百万円	(27,008 百万円) 27,978 百万円	(2,644 百万円) 2,739 百万円	(24,364 百万円) 25,239 百万円
H23	(37,523 百万円) 45,129 百万円	(1,572 百万円) 1,990 百万円	(27,087 百万円) 34,275 百万円	(2,093 百万円) 2,649 百万円	(24,994 百万円) 31,626 百万円
H24	(40,644 百万円) 48,011 百万円	(1,777 百万円) 2,181 百万円	(30,655 百万円) 37,618 百万円	(2,367 百万円) 2,904 百万円	(28,288 百万円) 34,714 百万円
H25	(39,461 百万円) 48,943 百万円	(1,712 百万円) 2,232 百万円	(29,537 百万円) 38,499 百万円	(2,280 百万円) 2,972 百万円	(27,257 百万円) 35,527 百万円
H26	(46,375 百万円) 47,677 百万円	(2,073 百万円) 2,144 百万円	(35,812 百万円) 37,043 百万円	(2,762 百万円) 2,857 百万円	(33,050 百万円) 34,186 百万円
H27	(44,210 百万円) 49,086 百万円	(1,954 百万円) 2,218 百万円	(33,734 百万円) 38,346 百万円	(2,594 百万円) 2,946 百万円	(31,140 百万円) 35,400 百万円
H28	(44,264 百万円) 48,948 百万円	(1,957 百万円) 2,209 百万円	(33,841 百万円) 38,219 百万円	(2,600 百万円) 2,934 百万円	(31,241 百万円) 35,285 百万円
H29	(43,834 百万円) 49,927 百万円	(1,917 百万円) 2,254 百万円	(33,171 百万円) 38,927 百万円	(2,546 百万円) 2,988 百万円	(30,625 百万円) 35,939 百万円
H30	(45,753 百万円) 50,104 百万円	(2,025 百万円) 2,263 百万円	(34,967 百万円) 39,161 百万円	(2,684 百万円) 3,000 百万円	(32,283 百万円) 36,161 百万円
R1	(45,167 百万円) 51,606 百万円	(1,993 百万円) 2,330 百万円	(34,494 百万円) 40,375 百万円	(2,643 百万円) 3,087 百万円	(31,851 百万円) 37,288 百万円
R2	(45,485 百万円) 38,939 百万円	(1,994 百万円) 1,630 百万円	(34,550 百万円) 28,303 百万円	(2,642 百万円) 2,163 百万円	(31,908 百万円) 26,140 百万円
R3	(37,685 百万円) 41,395 百万円	(1,565 百万円) 1,766 百万円	(27,114 百万円) 30,680 百万円	(2,073 百万円) 2,345 百万円	(25,041 百万円) 28,335 百万円
R4	32,904 百万円	1,325 百万円	23,011 百万円	1,759 百万円	21,252 百万円
R5	31,151 百万円	1,229 百万円	21,354 百万円	1,632 百万円	19,722 百万円
R6	56,707 百万円	2,621 百万円	45,518 百万円	3,479 百万円	42,039 百万円
R7	56,421 百万円	2,605 百万円	45,248 百万円	3,459 百万円	41,789 百万円
R8	55,883 百万円	2,576 百万円	44,739 百万円	3,420 百万円	41,319 百万円
R9	55,649 百万円	2,563 百万円	44,518 百万円	3,403 百万円	41,115 百万円
R10	54,736 百万円	2,513 百万円	43,655 百万円	3,337 百万円	40,318 百万円
R11	54,203 百万円	2,484 百万円	43,151 百万円	3,298 百万円	39,853 百万円
R12	53,594 百万円	2,451 百万円	42,575 百万円	3,254 百万円	39,321 百万円
R13	53,193 百万円	2,429 百万円	42,196 百万円	3,225 百万円	38,971 百万円
R14	52,578 百万円	2,396 百万円	41,614 百万円	3,181 百万円	38,433 百万円
R15	51,960 百万円	2,362 百万円	41,030 百万円	3,136 百万円	37,894 百万円
R16	51,191 百万円	2,320 百万円	40,303 百万円	3,081 百万円	37,222 百万円
R17	50,854 百万円	2,302 百万円	39,984 百万円	3,056 百万円	36,928 百万円
R18	50,117 百万円	2,262 百万円	39,287 百万円	3,003 百万円	36,284 百万円
R19	49,450 百万円	2,226 百万円	38,656 百万円	2,955 百万円	35,701 百万円
R20	48,765 百万円	2,188 百万円	38,009 百万円	2,905 百万円	35,104 百万円
R21	48,508 百万円	2,174 百万円	37,766 百万円	2,887 百万円	34,879 百万円
R22	47,607 百万円	2,125 百万円	36,914 百万円	2,822 百万円	34,092 百万円
R23	47,149 百万円	2,100 百万円	36,481 百万円	2,788 百万円	33,693 百万円
R24	46,764 百万円	2,079 百万円	36,117 百万円	2,761 百万円	33,356 百万円
R25	46,568 百万円	2,069 百万円	35,931 百万円	2,746 百万円	33,185 百万円
R26	45,929 百万円	2,034 百万円	35,327 百万円	2,700 百万円	32,627 百万円
R27	45,419 百万円	2,006 百万円	34,845 百万円	2,663 百万円	32,182 百万円
R28	45,075 百万円	1,987 百万円	34,520 百万円	2,639 百万円	31,881 百万円
R29	44,822 百万円	1,974 百万円	34,280 百万円	2,620 百万円	31,660 百万円
R30	44,300 百万円	1,945 百万円	33,787 百万円	2,583 百万円	31,204 百万円
R31	43,520 百万円	1,903 百万円	33,049 百万円	2,526 百万円	30,523 百万円
R32	43,187 百万円	1,885 百万円	32,734 百万円	2,502 百万円	30,232 百万円
R33	42,910 百万円	1,870 百万円	32,472 百万円	2,482 百万円	29,990 百万円
R34	42,096 百万円	1,825 百万円	31,703 百万円	2,423 百万円	29,280 百万円
R35	41,425 百万円	1,789 百万円	31,068 百万円	2,375 百万円	28,693 百万円
R36	40,783 百万円	1,754 百万円	30,461 百万円	2,328 百万円	28,133 百万円
R37	40,268 百万円	1,726 百万円	29,974 百万円	2,291 百万円	27,683 百万円
R38	39,477 百万円	1,683 百万円	29,226 百万円	2,234 百万円	26,992 百万円
R39	38,823 百万円	1,647 百万円	28,608 百万円	2,187 百万円	26,421 百万円
R40	38,198 百万円	1,613 百万円	28,017 百万円	2,142 百万円	25,875 百万円
R41	37,730 百万円	1,588 百万円	27,574 百万円	2,108 百万円	25,466 百万円
R42	37,070 百万円	1,552 百万円	26,950 百万円	2,060 百万円	24,890 百万円
R43	36,611 百万円	1,527 百万円	26,516 百万円	2,027 百万円	24,489 百万円
R44	36,141 百万円	1,501 百万円	26,072 百万円	1,993 百万円	24,079 百万円
R45	2,488 百万円	9 百万円	152 百万円	12 百万円	140 百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	(64,069 百万円) 69,060 百万円
R1	(63,889 百万円) 70,967 百万円
R2	(64,498 百万円) 57,307 百万円
R3	(57,536 百万円) 61,822 百万円
R4	53,541 百万円
R5	51,096 百万円
R6	74,980 百万円
R7	74,340 百万円
R8	73,661 百万円
R9	73,195 百万円
R10	72,318 百万円
R11	71,721 百万円
R12	71,054 百万円
R13	70,587 百万円
R14	69,813 百万円
R15	69,163 百万円
R16	68,547 百万円
R17	68,139 百万円
R18	67,347 百万円
R19	66,720 百万円
R20	66,152 百万円
R21	65,731 百万円
R22	64,993 百万円
R23	64,403 百万円
R24	63,854 百万円
R25	63,456 百万円
R26	62,692 百万円
R27	62,173 百万円
R28	61,601 百万円
R29	61,248 百万円
R30	60,520 百万円
R31	60,018 百万円
R32	59,466 百万円
R33	59,124 百万円
R34	58,460 百万円
R35	57,936 百万円
R36	57,441 百万円
R37	57,072 百万円
R38	56,430 百万円
R39	55,923 百万円
R40	55,446 百万円
R41	55,135 百万円
R42	54,478 百万円
R43	54,025 百万円
R44	53,555 百万円
R45	14,460 百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度まで上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

2(4) イを次のとおり改める。

イ 障害者割引

(イ) 会社が別に定める日の前日まで

①割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

②割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(ロ) 会社が別に定める日から

①割引をする自動車

手帳に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記a又はbの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

②割引率

割引率は50パーセント以下とする。

5を削る。

6を5に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,452百万円
R 4	4,396百万円
R 5	2,279百万円
R 6	2,223百万円
R 7	2,813百万円
R 8	3,167百万円
R 9	2,395百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和3年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 4年 9月22日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後藤 政郎